



原口 総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

モンゴル競争法と日本の独禁法の交錯

一日・モンゴル EPA の反競争行為規制を踏まえて

平成 28 年 11 月 28 日
原口総合法律事務所
所長弁護士 原口薫

I. はじめに

モンゴルにも日本の独禁法に相当する競争法が存在し、日本の公正取引委員会に相当する競争当局が存在する。しかし、国際カルテルに対する最も有効な手段であるリーニエンシーの制度（課徴金減免制度）が導入されたのはごく最近の 2010 年のことであり、競争法についての判例は十分に蓄積されていない。

そこで、本稿は、今年 6 月に発効したばかりである日本とモンゴルとの間の経済連携協定（日・モンゴル EPA）上の競争章の規定なども参考に、日本とモンゴルの両国にまたがる国際市場分割カルテルが行われた場合、日本とモンゴルの法律がどのように適用されるかについて、想定事案を踏まえ、モンゴルの競争法と日本の独禁法の相違点を明らかにすることを試みる。

II. 想定事案

1. 事案（1）

（1）事案（1）の概要

東京に本社を置く A 社と大阪に本社を置く B 社は、いずれも石炭を燃焼させる際の二酸化炭素を軽減する機器（以下、「**環境関連機器**」という。）を製造しており、そのシェアは日本国内においても、世界においても 1 位及び 2 位である。東京に本社を有する M 社は日本の商社であり、A 社の環境関連機器を取り扱い、大阪に本社を有する S 社は、B 社の環境関連機器を取り扱っている。A 社らの本店はいずれも日本国内にあり、モンゴル内に子会社及び営業所を有しておらず、モンゴル国内に資産もない。

モンゴルの X 社は A 社の環境関連機器を M 社から購入し、Y 社は B 社の環境関連機器を S 社から購入し、それぞれモンゴルで販売していた。

A 社及び B 社の環境関連機器のうち、最新の環境関連機器は日本で販売されているが、古い型のもは日本では全く需要がない。しかし、首都での大気汚染が深刻なモンゴル及び中国では飛ぶように売れている。ただ、両国における値引き要求は激しく、A 社及び B 社ともこれ以上の値引き競争を継続すると利益を大幅に圧縮するばかりか損失が発生することに気づいた。そこで、A 社及び B 社は、商社の M 社及び S 社とも相談のうえ、A 社の環境関連機器はモンゴル及び東日本だけに、B 社の環境関連機器は中国及び西日本だけに販売することとし、環境関連機器の市場を分割することによって A 社と B 社の価格競争を回避することに合意した。

S 社を通じて、B 社の環境関連機器の販売が中止になったと伝えられた Y 社は、突然の出荷中止に当初こそ茫然としたものの、後に自社の中国子会社を通じて、B 社の環境関連機器が中国で継続して販売されていること、及び B 社の環境関連機器がモンゴルで販売中止になったのと同時期に、A 社の環境関連機器が中国で販売中止になっていることを知った。不審に思った Y 社は、モンゴルの顧問弁護士と相談した結果、A 社と B 社の間で市場分割カルテルが存在する可能性が高いと判断した。そこで Y 社は、モンゴルの弁護士を通じて、モンゴルの公正競争・消費者保護庁（Authority for Fair Competition and Consumer Protection）（以下、「AFCCP」という。）に対して、関連資料を提出し、A 社、M 社、B 社及び S 社に対して市場分割カルテルを理由とする行政制裁を求めた。

S 社は、自社のモンゴル及び中国の子会社を通じて、Y 社の不穏な動きを察知し、A 社、M 社、B 社と相談することなく、自発的に AFCCP に対して市場分割カルテルを認め、AFCCP の求めに応じて資料を提出した。

Y 社及び S 社から入手した資料に基づき、AFCCP が M 社の調査を開始したところ、M 社も S 社から資料が提出されていることから観念し、AFCCP が調査を開始後 30 日以内に、市場分割カルテルの存在を認め、AFCCP からの求めに応じて、資料を提出した。

AFCCP は、Y 社、S 社及び M 社から提出された資料に基づき、独自に調査をした結果、A 社、M 社、B 社、S 社間の市場分割カルテルの存在を認定し、A 社、M 社、B 社及び S 社に対して、行政制裁として前年度の A 社の環境関連機器及び B 社の環境関連機器の売上の 6% 及び市場分割カルテルによって A 社及び B 社が得た利益の全額の支払いを命じた。

これに対して、S 社は制裁金の全額、M 社は 50% の減額を求めたが、AFCCP は S 社及び M 社の主張する制裁金の減額を認めなかった。

AFCCP は A 社らの市場分割カルテルが日本で行われており、モンゴル国内の規制だけでは不十分であることから、日本の公正取引委員会に対して、A 社、M 社、B 社及び S 社の市場分割カルテルの存在を通報し、公正取引委員会を通じて A 社らに対して、AFCCP が課した行政制裁と同額の課徴金の支払いを求めた。

この AFCCP の動きを察知した A 社は単独で、最初に公正取引委員会に対して市場分割カルテルに係る事実の報告及び資料の提出を行い、カルテルに基づく市場分割を停止し、B 社も単独で、A 社に次いで 2 番目に市場分割カルテルの事実の報告及び資料の提出を行った。

公正取引委員会は AFCCP からの要請及び A 社及び B 社の報告を踏まえて、A 社らに対する調査を開始したところ、M 社は調査の開始から 10 日以内に単独で市場分割カルテルの事実の報告及び資料を提出し、S 社も 20 日以内に単独で市場分割カルテルの事実の報告及び資料を提出した。しかし、S 社の報告及び資料の提供は、A 社、B 社および M 社からの報告及び資料の提出によって公正取引委員会に既に明らかとなっている事実しか含まれていなかった。

以上の事実の下で、AFCCP のとった措置は妥当か。また、日本の公正取引委員会はどのように判断すべきか。

仮に、A 社らが国際市場分割カルテルをした環境関連機器が、A 社及び B 社の最新の環境関連機器ではなく、5 年以上も前の型のものであって、モンゴルでは需要があるものの日本で全く需要がない環境関連機器だけであった場合はどうか。

また A 社らの国際市場分割カルテルによって B 社の環境関連機器をモンゴルにおいて販売することができなくなった Y 社は A 社らに対して逸失利益の損害賠償を請求することができるか。

2. 事案（2）

（1）事案（2）の概要

カナダに本社を置く RT 社とモンゴルの MSS 社は合弁会社 RTM 社を通じて、また、オーストラリアに本社を置く AB 社は、モンゴルの国家機関である資源開発庁との合弁会社 ABM 社を通じて、それぞれモンゴルにおいて鉄鉱石を採掘し、日本に営業所を有する商社 MS 社を通じて、日本の製鉄会社である SS 社や韓国の製鉄会社である PS 社に輸出していた。

しかし、最近の高品質の鉄鉱石の価格の低下は著しく、このまま価格競争を続けていてはコスト高によってモンゴルにおける鉄鉱石事業を維持できなくなることを憂いた RT 社、MSS 社、RTM 社、AB 社、モンゴル資源開発庁、ABM 社、MS 社は、鉄鉱石の価格の低下を避けるために、通謀して RTM 社が生産する鉄鉱石はウランバートル市及び日本だけに、ABM 社が生産する鉄鉱石はウランバートル市以外のモンゴル国内及び韓国だけに輸出するという国際市場分割カルテルを締結した。

日本の SS 社からの通報に基づき、日本の公正取引委員会が密かに調査の開始を検討していたところ、事情を察知した日本の MS 社が、公正取引委員会が調査を開始する直前に、単独で、公正取引委員会に対して上記の国際市場分割カルテルに係る事実を報告し、資料を提出した。

そこで日本の公正取引委員会は、各国政府との間の反競争法に係る協力に関する取り決めに基づき、カナダ競争局、オーストラリア競争・消費者委員会、モンゴル公正競争・消費者保護庁と連絡を取り合い、MS 社から入手した資料を提供して協力を求めた。

この動きを察知したモンゴルの MSS 社は、モンゴルの AFCCP が調査を開始する直前に、上記の国際市場分割カルテルに係る事実を自発的に AFCCP に開示した。

また、モンゴルの MSS 社の動きを察知した MS 社も、モンゴルの AFCCP が調査を開始した後、30 日以内に、上記の国際市場分割カルテルに係る事実を自発的に AFCCP に開示した。

同じく、AFCCP や MSS 社の動きを察知した、モンゴル資源開発庁の担当者であり、国際市場分割カルテルを締結するに当たっての責任者である MMA も、モンゴルの AFCCP が調査を開始した後、30 日以内に、上記の国際市場分割カルテルに係る事実を自発的に AFCCP に開示した。

モンゴルの AFCCP から、モンゴルの MSS 社が提出した資料の提供を受けた日本の公正取引委員会は、RT 社らによる上記の国際分割カルテルの存在を確信し、各国の競争法の実施機関と協議の上、2016 年 2 月 18 日に、カナダの RT 社本社、オーストラリアの AB 社本社、モンゴルの MSS 社本社、RTM 社、モンゴル資源開発庁、ABM 社に一斉に立ち入り、検査をしてもらい、国際市場分割カルテルの証拠を収集した。

公正取引委員会は、各国の競争法実施機関から資料の提供を受けたうえで、RT 社らに対して、上記国際市場分割カルテルの排除を命ずるとともに、各社（MS 社を除く）に対して、課徴金の納付を命じ、あわせて各国の競争当局に対して、排除命令及び課徴金の支払い命令の執行を求めた。

この場合、日本の公正取引委員会のとった処置は妥当か。また AFCCP はモンゴルに本店を置く MSS や RTM 社らに対し、国際市場分割カルテルの排除や行政制裁金を課すことは可能か。

仮に RTM 社や ABM 社が産出する鉄鉱石が、高品質であるがゆえに高額であって、モンゴル国内に需要者が存在しない場合はどうか。

SS 社はモンゴルの RTM 社らに対して、RTM 社らの国際市場分割カルテルによって被った鉄鉱石の購入費用の増加コストなどの損害賠償を請求し得るか。

ちなみに、モンゴルの RTM 社らは日本に支店、子会社、営業所などを有しておらず、日本に資産もない。

Ⅲ. モンゴルの競争法と日本の独禁法の異同

1. 2010 年モンゴル競争法

モンゴル競争法は 2010 年 6 月に成立し、同年 8 月に施行された。

1993 年に不正競争禁止法として制定された旧モンゴル競争法は、市場シェア 50% 超の支配的企業の不正競争行為を禁止するものであったが、執行機関の定めはなかった。2000 年の改正では、執行機関が設置され、支配的企業の認定は市場シェア 3 分の 1 以上と改められ、企業結合についての事前審査を行うことになった。2005 年の改正では、執行機関における審判官の任命権を付与され、人事の独立性が高められた。2008 年の改正では、消費者保護法の運用義務が追加された。

そして、直近の 2010 年の改正により「競争法」と名称が変更され、執行機関も「公正競

争・消費者保護庁」と名称が変更された。また、事業者の拡大、支配的企業の企業結合も競争を制限しない場合には可能となり、制裁金の引き上げ、減免制度の導入などが行われた¹。

現在の競争法は以下の通りの構成となっている。

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 競争制限（第6条～第13条）

第3章 公正競争・消費者保護庁の法的地位（第14条～第21条）

第4章 違反行為の調査（第22条～第25条）

第5章 雑則（第26条～第29条）

2. 法律の適用範囲

モンゴル競争法の適用範囲は、国に登録した事業者（営利若しくは非営利を目的とする法人、団体又は経済活動を行う個人）に加え、国等の行政機関の行為も対象となる点に特徴がある（第3条第1項）。行政機関が規制の対象となる行為は第13条に列挙されている。

また、モンゴル国外において、事業者が本法により禁止されている行為を行った場合や外国の事業者が本法で禁止される行為を行った場合（国際市場分割カルテル等）であっても、その活動が**モンゴル国内の市場に影響を与えると認められる場合**には、本法が適用される（同条第2項）。

3. 執行機関

（1）執行機関の概要

公正競争・消費者保護庁（Authority for Fair Competition and Consumer Protection）（以下、「AFCCP」という。）のスタッフは現在44名ほどで、委員長と委員8名の委員会を設置している。また、国際協力課、行政課、法務監督課、広告調整課、競争政策課を設置している²。

AFCCPは、競争法を執行し、国家レベルで競争政策を適用し、事業者及び消費者の権利及び利益を守る責務を負う（第14条第1項）。

（2）AFCCPの権限

AFCCPは、その職務について、主として以下の権限を有する（第15条第1項）。

- ① 競争環境を整備し、同環境を保護する政策を立案し実行すること（同項第2号）。
- ② 競争法の執行について、事業者及び組織の調査を行い、決定を下し、行政制裁の免除を行うこと（同項第4号）。

¹ 林秀弥「モンゴル競争法におけるカルテル規制の現状と課題」1頁

² 林秀弥「モンゴル競争法におけるカルテル規制の現状と課題」2頁

- ③ 調査の過程で明らかになった違法な活動について、権限の範囲が及ばない場合については、権限のある機関に関係書類を引き渡し、対処を申し入れること（同項第5号）。
- ④ 自然独占の地位にある事業者及び支配的地位にある事業者を定め、その監督を行うこと（同項第6号）。
- ⑤ 競争法に違反した国等の行政機関の決定を破棄するよう、関連する上位機関、当局、行政裁判所に申入れを行うこと（同項第7号）。
- ⑥ 競争環境の創出及び市場実態の調査に必要なデータ、情報、説明等を、事業者、国等の行政機関から自由かつ即時に得ること（同項第8号）。
- ⑦ 競争環境の創出に関する決定を公表し、周知すること（同項第9号）。

4. 規制対象となる行為

モンゴル競争法は、自然独占又は支配的地位にある事業者の一定の行為を規制（下記(1)～(6)）し、価格協定や取引制限など競争制限的契約や行為を規制している（下記(7)、(8)）。加えて、モンゴル競争法では、行政機関の行為に対しても規制（下記(9)）している。

日本法との比較の観点から言えば、モンゴル競争法は、違反類型の規定に特徴がある。まず、自然独占及び支配的地位を定義し、当該地位にある事業者の行為を規制する。この中に様々な類型の行為が含まれており、企業結合規制も支配的地位にある事業者への行為規制として位置づけられている。また、これとは別に、競争制限となる契約及び行為規制、さらに行政機関の行為規制が置かれている³。

(1) 自然独占及び支配的地位（第5条）

モンゴル競争法上、次のような地位にある事業者には、広く行為が規制される。

A 自然独占

ある製品を一事業者のみが供給する場合に、最小限社会的費用が最低となり得るような市場で事業者が活動しているとき、当該事業者は自然独占の地位にあると認められる（第5条第1項⁴）。

B 支配的地位

ある事業者が、単独で又は他の事業者若しくは関連事業者と共同して、ある製品の製造販売において市場の三分の一以上のシェアを占める場合は、支配的地位にあると認められる（同条第2項）。

第5条第2項に定める場合以外で、他の事業者の市場への参入を抑制すること又は市場

³ 2010年改正前の論文だが、田村亮平・塩田修平「モンゴル競争法の概要について」公正取引700号（2009年）20頁が参考になる。

⁴ 英訳は「5.1. It shall be considered as natural monopoly when a single entity alone accounts for the total supply of particular goods to the market as the lowest minimum social cost.」
(http://admin.theiguides.org/Media/Documents/18._Competition.pdf) とある。

から退出させることができる事業者は、その製品の範囲、市場の地理的範囲、市場集中度及び市場支配力次第では、支配的地位にあると認められる（同条第3項）。

（2）自然独占の地位にある事業者に対する規制（第6条）

AFCCPは、自然独占にある事業者の行為に係る次の規制を所掌する（第6条第1項）。

- ① 事業者が生産する製品の市場流通量の変更を規制すること（同項第1号）。
- ② 実際のコストに応じて製品の販売価格の変更を許可すること（同項第2号）。

自然独占の地位にある事業者は、第7条第1項に掲げる行為を行ってはならない（同条第2項）。

なお、2015年6月19日に第3項として、「第6条第1項第1号第2号は、特別許可を与える、関税規制をする、及び組織を調整する他の機関に委ねてはならない」⁵旨の規定が加わった。

（3）支配的地位の違法な利用（第7条）

支配的地位にある事業者は、以下の独占化行為をしてはならない（第7条第1項）。なお、第6条第2項により、自然独占の地位にある事業者も対象となる。

- ① 製造販売の停止又は数量の抑制により、人為的な品不足を引き起こすこと（同項第1号）。
- ② 不当に高い製品価格を設定すること（同項第2号）。
- ③ 事業者に追加的な製品の購入を要求すること、市場にある製品と同種の製品をその市場価格と異なる価格で販売すること及び不当に製品の販売を拒むこと。ただし、製品価格に、販売区域に応じた実際の輸送コストや、製造者及び供給者の卸売業者及び小売業者に対する報酬の差によって生じる価格差については、適用されない（同項第3号）。
- ④ 他の事業者の市場参入を阻害するか、又は市場から退出させる目的で、実際のコストを下回る価格で製品を販売すること（同項第4号）。
- ⑤ 経済的又は技術的な正当化理由がないのに、経済的関係を結ぶことを拒むこと及び不当な基準を設けること（同項第5号）。
- ⑥ 製品の再販売価格や再販売地域を設定すること（同項第6号）。
- ⑦ 製品の販売に当たり、競争者の製品を購入しないことを強要すること（同項第7号）。
- ⑧ 他の事業者に対し、製品の製造販売の縮小をもたらす可能性のある条件での販売を要求すること（同項第8号）。
- ⑨ 事業者に、金融商品、資産並びにその保有する権利及び労働力を、自社に移転するよう不当に要求すること（同項第9号）。

⁵ 英文は「6.3. Articles 6.1.1 and 6.1.2 of this shall not be referred to other branch which grant special license, make tariff regulation and have regulating organization.」
(http://admin.theiguides.org/Media/Documents/18._Competition.pdf) とある。

- ⑩ 競争者に対し、自社との合併、統合、分割及び分離を通じた組織再編を要求すること（同項第 10 号）。
- ⑪ ある製品の契約書及び合意書に、その契約及び合意と関係のない条項を含めるよう要求し、また、他の事業者と比べて差別的な条件を付けること（同項第 11 号）。
- ⑫ 製品を販売するに当たり、当該製品に含まれない製品を付加すること（同項第 12 号）。
支配的地位にある事業者による、非常に高い製品価格設定に関しては、政府は国際的なベストプラクティスに基づく規制を採用する（第 7 条第 2 項）。

（４）支配的地位にある事業者による企業結合（第 8 条）

A モンゴル

支配的地位にある事業者は、合併によって組織再編を行う場合であって、競争者の普通株式の 20%若しくは優先株式の 15%以上を取得するとき又は関連事業者と合併するときは、事前に AFCCP に申請しなければならない（第 8 条第 1 項）。

AFCCP は第 8 条第 1 項に規定された申請の内容を審査し、受領した日から 30 日以内にその結果を通知することとする。この期間は、必要に応じて 30 日以内の範囲で延長することができ、また、AFCCP は追加の情報を提供させることができる（同条第 2 項）。

AFCCP は、申請内容を審査した結果、競争制限的な状況が生じると考えられる場合には、申請を却下する（同条第 3 項）。

AFCCP による却下の決定は、その法人の国への登録の却下事由となる（同条第 4 項）。

第 8 条第 3 項は、その企業結合による国民経済への利益が、競争への悪影響を上回る場合は、適用されない場合がある（同条第 5 項）。

なお、モンゴルには、問題解消措置を採ることを条件とする企業結合の承認は規定されていない。

B 日本

日本では、会社による株式取得または所有に着目した企業結合規制（独禁法第 10 条第 1 項）、役員兼任に着目した企業結合規制（同法第 13 条）、会社以外の者による株式取得・所有に着目した企業結合規制（同法第 14 条）、合併に着目した企業結合規制（同法第 15 条）、共同新設分割や吸収分割に着目した企業結合規制（同法第 15 条の 2）、共同株式移転に着目した企業結合規制（同法第 15 条の 3）、事業等の譲り受けに着目した企業結合規制（同法第 16 条）、包括的規定（同法第 17 条）が規定されている⁶。なお、第 10 条及び第 15 条～第 16 条は事前届出が必要となっている。

また、企業結合審査をした結果、問題がある場合は、企業結合を中止させ、あるいは問

⁶ 白石忠志『独禁法講義〔第 6 版〕』（有斐閣、2012 年）205-206 頁

題解消措置をとらせることがある⁷。

(5) 競争関係にある法人の経営に関わることの禁止 (第9条)

支配的地位にある法人の経営者は、競争関係にある法人を運営する地位を兼任してはならない (第9条)。

(6) 支配的地位にある法人の分割及び分離 (第10条)

支配的地位にある法人が独占化行為を年に2回以上行い、かつ、その行為に対し法的制裁が課されたにもかかわらず、当該行為を繰り返し行つたと認める場合には、AFCCPの請求に基づき、裁判所は、当該支配的地位にある法人に対し、分割又は分離によって再編成を行う旨の判決を行う (第10条)。

このような規定は日本法には存在しない。

(7) 競争制限的な契約及び合意の禁止 (第11条)

A モンゴル

この規制は、特定の事業者が支配的地位にあるか否かとは無関係に規制されるものである。

事業者は、競争制限を目的とする、以下に掲げる内容の契約及び合意を締結してはならない (第11条第1項)。

- ① 価格協定 (同項第1号)。
- ② **販売区域、製品、サービス、売上、商標、種類及び需要者によって、市場を分割すること (同項第2号) (市場分割カルテル)**。
- ③ 製造、供給、販売、出荷、輸送、市場へのアクセス可能性、投資及び技術革新を制限すること (同項第3号)。
- ④ 入札又は競売による製品、労務及びサービスの調達に当たり、また、国又は地方の財産を調達するに当たり、事前に、製品価格又は他の条件若しくは基準について合意すること (同項第4号)。

公共の利益に反する、又は競争制限的な状況をもたらす、以下に掲げる内容の契約や合意を事業者間で結んではならない (第11条第2項)。

- ① 経済的又は技術的な正当化理由がないのに、経済的関係を結ぶことを拒むこと (同項第1号)。
- ② 第三者による製品の販売及び購入を制限すること (同項第2号)。
- ③ 共同して、競争する上で重要な取引及び合意への参加を拒むこと (同項第3号)。

⁷ 前掲白石・218頁

④ 競争者が事業上の利益となる活動のために団体の構成員となることを妨げること（同項第4号）。

事業者は、いかなる形でも1項及び2項に掲げる契約及び同意を支持し、これに参加してはならない（第11条第3項）。

第11条第1項若しくは第2項に該当するおそれのある契約や合意に加入した、又は加入する決定を行った事業者に係る真性の情報や関係する証拠をAFCCPに提出した事業者は、違反事業者に課された制裁金総額の5%の金銭的報酬を受け取る（同条第4項）。

なお、モンゴル競争法第3条第2項との関係で、第11条第1項第2号における国際市場分割カルテルなどは、事業者の全部または一部がモンゴルの国外に所在する場合であっても、その**国際市場分割カルテルの効果がモンゴル市場に影響を与えうる限り**、モンゴル競争法によって規制されうる（モンゴル競争法第3条第2項）。

B 日本

我が国の独禁法も、海外において市場分割カルテルが行われた場合であっても、その効果が日本の市場に影響を与える場合には、海外の市場分割カルテルに対しても適用される。これを**自国所在需要者説**といい、独禁法の主要な目的は我が国の需要者の保護であるという考えに基づくといわれる。公正取引委員会も、マリンホース事件において、この自国所在需要者説を採用したといわれている（公取委命令平成20年2月2日）⁸。

この事件では、タンカーと石油備蓄基地施設等の間の送油に用いられるゴム製ホース「マリンホース」について、日英仏伊米の供給者（ブリジストン及び横浜ゴムを含む）による国際的な地域分割協定がなされていた。日英仏伊を使用地とするマリンホースについては、それぞれの国の供給者のみが供給し、日英仏伊を除く地を使用地とするマリンホースについては、協定参加者のいずれを受注地とするかの決定を「コーディネーター」に委ねることとなっていた。

マリンホース事件の「国際市場分割」は、「日本需要者には日本供給者が、英国需要者には英国供給者が、フランス需要者にはフランス供給者が、イタリア需要者にはイタリア供給者が、それぞれ供給する」といった合意であったところ、公正取引委員会は、そのような合意のうち、「日本需要者には、日本供給者が供給し、英仏伊の供給者は供給しない」という部分のみを切り取って日本の独禁法上の不当な競争制限と評価した。

このように日本国内所在の需要者のみに着目するというのであるから、これは、自国所在需要者説をとったものと解される。

さらに、公正取引委員会は、「日本需要者には、日本供給者が供給し、英仏伊の供給者は供給しない」という部分だけが、不当な取引制限に該当するという考えを前提に、課徴金の納付命令に係る第7条の2第1項にいう「当該商品または役務」は、文理上、「不当な取

⁸ 白石忠志『独禁法事例の勘所』（有斐閣、2008年）321頁

引制限で、」 対価に係る等の共同行為の対象となった商品役務のみを指すとした。その上で、不当な取引制限としての法的評価を受けていない国外需要者向けの供給は「当該商品または役務」にあたることはないとして、英仏伊の供給者に対する課徴金を課さなかった。

なお排除命令の名宛人はブリジストンのほか英仏伊の供給者であったが、課徴金納付命令はブリジストンのみに対してなされている。横浜ゴムは本来なら課徴金納付義務があるところ、減免制度により課徴金を全額免除され、排除命令もを受けていない。

(8) 競争制限的行為 (第 12 条)

事業者は、以下の競争制限的行為をしてはならない (第 12 条第 1 項)。

- ① 競争者とその製品の評判を貶めること及び競争者に損害を与える虚偽、不実又は歪曲した情報を流布すること (同項第 1 号)。
- ② 自らの製品について虚偽又は不実の情報を流布すること、及び事実を歪め、他者を混乱させること (同項第 2 号)。
- ③ 競争に負の効果をもたらす広告を行うこと (同項第 3 号)。
- ④ 他の事業者が使用している商標、ロゴ、名称等を意図的に使用すること。また、製品の名称及びパッケージを模倣すること (同項第 4 号)。
- ⑤ 特許権者又は著作者の許可なく、科学、技術、産業及び商業に関する情報を販売、公表又は頒布すること (同項第 5 号)。
- ⑥ 人々の生命及び健康並びに環境に害を及ぼす製品並びに品質の欠陥を隠蔽すること (同項第 6 号)。
- ⑦ 自らの製品を販売するに当たり、競争者の製品を購入しないことを要求すること (同項第 7 号)。
- ⑧ ある製品の販売において、割引又は報酬があるという虚偽の情報を流布すること (同項第 8 号)。
- ⑨ 入札又は競売による製品、労務及びサービスの調達に当たり、また、国又は地方の財産を調達するに当たり、競争者に圧力をかけ、排除すること (同項第 9 号)。
- ⑩ 違法であって、かつ消費者に不法に損害を与える営業方法を用いること (同項第 10 号)。

(9) 国家機関等の行政機関による競争制限行為の禁止 (第 13 条)

モンゴルでは、日本の刑法上収賄に当たるような行為を、競争法によって次のように規制している。

国家機関等の行政機関は、事業活動に関し、法で定められたものを除き、免許及び権利の付与、登記の保持並びに謝礼及び金銭の受領を行ってはならない (第 13 条第 1 項)。

また、**国家機関等の行政機関は、法に定められた場合を除き、以下の活動を行ってはならない**（同条第2項）。

- ① 事業者が、特定の活動、製品の製造若しくは販売を行うことを禁止又は制限すること（同項第1号）。
- ② 事業者が、ある地域で販売していた製品を別の地域で販売することを禁止又は制限すること（同項第2号）。
- ③ 市場における競争を禁止又は制限すること及び競争を市場から排除すること（同項第3号）。
- ④ **市場を販売区域、製品等によって分割すること**（同項第5号）。
- ⑤ 特定の事業者を優遇すること（同項第7号）。

政府は、公共の利益、国家の安全及び効果的な競争を実現するために、一定期間特定の種類の活動を制限することができる（第13条第4項）。

なお、**国家機関等の行政機関が本条に違反した場合、違反した国家機関等の職員は AFCCP より行政制裁を課せられる**（第27条第1項6号）。

5. 法執行手続

(1) 調査官の権限と義務

調査官は、主に以下の権限及び義務に基づき調査を行う（第20条第3項）。

- ① 調査及び検査に必要な、データ、情報、供述、説明、書類等を、関係組織、職員、地方機関及び事業者から得ること（同項第2号）。
- ② 行った検査に対する正確性につき、全責任を負うこと（同項第3号）。
- ③ 調査過程で違反の事実及び証拠を探し出すこと。違反調査対象者の身体、オフィス、工場、倉庫、書類、コンピュータ及び品目を違反の状況を特定するために調べること。必要な物品、書類及び品目を押収すること（同項第4号）。
- ④ 調査を行う間、召喚状によって関係者を召喚すること（同項第7号）。

(2) 違反行為に対する調査の端緒

競争法違反行為に対する調査は、以下に基づいて行われる（第22条第1項）。

- ① 事業者、組織及び市民からの申請及び申立て（同項第1号）
- ② 新聞及びメディアの情報（同項第2号）
- ③ 職権探知（同項第3号）
- ④ 法で定めるその他の根拠（同項第4号）

なお、日本法では、何人も事実報告をし、適当な措置を採るべきことを求めることができるという規定があり（日本独禁法第45条1項）、公正取引委員会の職権探知の規定もあ

る（同4項）。

（3）違反行為に対する調査

調査官は、**60日以内**に違反行為に対する調査を行う（第23条第1項）。

AFCCPの委員長は、第23条第1項に定める期間内に違反行為に対する調査が終えられない場合、その期間を30日以内の範囲で延長することができる（同条第2項）。

調査官は調査終了後、その結果について5営業日以内にAFCCPの委員長に報告する（同条第4項）。

（4）違反行為の認定

違反行為の調査を行った調査官は、以下に示すいずれかの決定を行う（第24条第1項）。

- ① 違反行為を行ったことが立証された者に、**行政制裁**を課すこと（同項第1号）。
- ② 第28条に相当する状況の発生が認められた場合、関係者への行政制裁を免除すること（同項第2号）。
- ③ 違反行為が犯罪的性質を持つ場合、捜査機関に全ての関係書類を移送すること（同項第3号）。

AFCCPは、調査官が行った決定への不服申立てに係る再調査について、必要があれば、独立した外部の監査機関から意見及び結論を得ることができる（第24条第2項）。

なお、日本独禁法では、公正取引委員会の命令に不服がある場合には公取委が審判をしていたが、平成25年改正後は、東京地裁にて裁判をすることになった。

6. 競争法違反者に対する法的責任

刑事責任の対象とならない競争法違反行為に対し、**調査官は以下の行政制裁を課す**（第27条第1項）。

- ① **第11条第1項から第3項に違反した事業者については、前年の当該製品の販売に係る収入の6%以下の制裁金を課し、不法に得た収入及び品目は没収する**（同項第1号）。
- ② 第6条第2項及び第7条第1項に違反した事業者については、前年の当該製品の販売に係る収入の4%以下の制裁金を課し、不法に得た収入及び品目は没収する（同項第2号）。
- ③ 第12条第1項に違反した事業者については、1,000万トウグルグ以下の制裁金を課し、不法に得た収入及び品目は没収する（同項第3号）。
- ④ 第6条第1項第1号及び第2号に係る製品価格及び数量の変更につき、AFCCPに報告せず、その許可を得なかった事業者については、前年の当該違反行為対象製品の販売に係る収入の3%以下の制裁金を課し、不法に得た収入及び品目は没収する（同項第4号）。

- ⑤ 第 8 条第 1 項に規定された法人株式の取得を行いながら、AFCCP に報告を行わなかった事業者については、2,000 万トゥグルグ以下の制裁金を課す（同項第 5 号）。
- ⑥ 第 9 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 13 条第 2 項に違反した職員については、最低賃金の 2 倍以上 5 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 6 号）。
- ⑦ 調査を逃れた事業者については、最低賃金の 2 倍以上 5 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 7 号）。
- ⑧ 調査官の要求に従わず、定められた時間内に対応せず、要求に対する対応の報告を怠った職員については、最低賃金の 2 倍以上 5 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 8 号）。
- ⑨ 調査を妨げ、調査官の決定及び意見に影響を及ぼそうとした事業者については、最低賃金の 2 倍以上 4 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 9 号）。
- ⑩ 第 26 条第 1 項第 2 号に違反した者又は文書を損傷、損壊若しくは偽造した者については、最低賃金の 2 倍以上 5 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 10 号）。
- ⑪ 要求された文書に係る報告を行わなかった者又は一時的にそれらの提供を拒んだ者については、最低賃金の 2 倍以上 5 倍以下の額の制裁金を課す（同項第 11 号）。

前年及び当該年の製品の売上げに係る収入を算出できないこと又は売上げがないことにより、第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に係る制裁を課すことができない場合は、各号に定められた事業者に対し、その純資産の額の 5%以下の制裁金を課す（第 27 条第 2 項）。

このように、モンゴル競争法上、AFCCP の調査官は、競争法違反行為に対し、行政制裁を課すことができる（モンゴル競争法第 27 条第 1 項）。しかし、行政制裁の定義規定はなく、また、第 27 条に規定された行政制裁の内容は、制裁金を課す、というものに限定されており、**日本の独禁法のような排除措置命令に相当する規定がない。したがって、AFCCP は日本の公正取引委員会のように排除措置を命ずることはできない**（独禁法第 7 条参照）。

もともと日本においても、独禁法に違反する行為もそれだけで無効とはならない（最高裁昭和 52 年 6 月 20 日民集 31 卷 4 号 449 頁）ものの、民法第 90 条の要件を満たすような行為は無効とされうるし、不法行為の要件を満たす場合被害者は加害者に対して損害賠償請求も可能である（最高裁昭和 47 年 11 月 16 日民集 26 卷 9 号 1573 頁）。

例えば、国際市場分割カルテルなどは、その目的、態様、行為の違法性、違法行為の明確性に照らし、民法第 90 条により無効と主張し得るし、国際市場カルテルによって損害を被った者は、民法第 709 条によって損害賠償を請求し得る。

この点はモンゴルにおいても同様に解されており、モンゴルの一般私法（民法上）の要件を満たす限り、国際市場分割カルテルも、モンゴル法上無効であり、裁判所を通じて無効を確認し、損害賠償を請求し得る（モンゴル民法第 56 条 1 項、第 497 条）。

7. 行政制裁の免除－リーニエンシー制度の導入

(1) モンゴル

モンゴルでは2010年改正により初めてリーニエンシー制度が導入された。カルテルなどは秘密裏に行われることが多く、リーニエンシーの制度なくしてカルテルなどの摘発は困難であること、また、各国にまたがる国際カルテルにおいては、各国でリーニエンシーの制度が設けられることによって、国際カルテルの摘発が容易になることなどから設けられたものである。

ただ、モンゴルのリーニエンシー制度は、制裁金減免基準が明らかにされておらず、制裁金減免を受けられる事業者数が明らかにされていない。また、**制裁金減免が当局の裁量によるところが大きく、リーニエンシー制度に対する信頼性が低い**と言われている⁹。

第11条第1項及び第2項に係る違反行為を自発的に開示した事業者は、行政制裁の免除を受けることができる（第28条第1項）。

第11条第1項から第3項に規定された違反行為を自発的に開示した事業者は、審査開始前であれば、制裁金の100%までの免除を受けることができ、本法第23条第1項の審査開始後、30日以内に違反行為を認めた事業者は制裁金の50%までの免除を受けることができる（同条第2項）。

第28条第1項の適用を受けた違反行為者は、AFCCPに対し、以下の要件を満たす免除申請を行うものとする（同条第3項）。

- ① 違反に係る十分な証拠を示すこと（同項第1号）。
- ② 調査期間中、必要な書類及び資料を提出する義務を受け入れること（同項第2号）。

(2) 日本¹⁰

日本では、行政調査としての立入検査や犯則調査としての臨検、搜索、差押えが最初に行われた日が調査開始日であり、調査開始日前の減免申請は、1番目が課徴金の全額免除（第7条の2第10項）、2番目が50%減額、3番目から5番目は30%減額（第7条の2第11項）となる。ただし、4番目と5番目の者は、公正取引委員会が把握していない事実に関する報告・資料提出をするのでなければならない（第7条の2第11項第3号）。調査開始日以後は、未だ申請者が5者に満たない場合、公正取引委員会が把握していない事実に関する報告、資料提出をした減免申請者も、30%の減額を受けることができる場合がある（第7条の2第12項）。

順位は、最初の報告書をファクシミリで送信した順序で定める。

⁹ 林秀弥「モンゴル競争法におけるカルテル規制の現状と課題」3頁

¹⁰ 前掲白石・112-113頁

8. 日・モンゴル EPA の反競争行為規制

(1) 日・モンゴル EPA

我が国がこれまでに締結した経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の多くには「競争章」が設けられており、競争章では、経済連携協定によって実現される貿易・投資の自由化の利益が反競争的行為により損なわれることを防ぐ観点から、反競争的行為に対して適切な措置を採る旨及び反競争的行為の規制に関して協力する旨の規定が盛り込まれている。これは日・モンゴル EPA も同様である。

日・モンゴル EPA の本体協定第 11・1 条では、「各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。」とされている。

(2) 実施取極第 3 章

日本とモンゴルの競争当局の協力の具体的な内容は、実施取極第 3 章に規定されている。

以下では主要なものを紹介する。

一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令に適合する限りにおいて、他方の締約国政府の競争当局に対し、当該他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることと認める自国政府の執行活動について通報する（第 3 章第 3 条第 1 項）。

一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対しその執行活動について支援を提供する（第 3 章第 4 条）。

一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国において行われた反競争的行為が自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、当該反競争的行為に関する自己の執行活動から生ずる紛争を回避することの重要性及び当該他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、当該他方の締約国政府の競争当局に対し、適切な執行活動を開始するよう要請することができる（第 3 章第 7 条第 1 項）。

日本・モンゴル EPA の適用に当たり、注意を要するのは、一方の締約国の競争当局が他方の締約国政府の競争当局に対して求めることができるのは、**一方の締結国の競争法を他方の締結国の競争当局を通じて執行することではなく、他方の締結国の競争法を通じて反競争行為を規制することを求めることができるだけである**という点である（日・モンゴル EPA 第 11・1 条第 2 項、第 11・2 条第 1 項、第 11・4 条）。

IV. 想定事案の検討

1. 想定事案（1）の検討

（1）結論の要旨

AFCCP は A 社らに対して行政制裁を命ずることができる。ただ、AFCCP は S 社に対する行政制裁は 100%まで、M社に対する行政制裁は 50%まで、それぞれ免除することができるが、課徴金の減免を認めないことも可能である。

AFCCP は、日本の公正取引委員会に対して A 社らの反競争行為の規制を要請することが可能である。

AFCCP の要請に基づき、公正取引委員会は本件の A 社らに対して市場分割カルテルの排除および課徴金の納付を命ずることができる。もっとも、A 社の課徴金は全額、B 社の課徴金は 50%、M 社の課徴金は 30%を免除されるが、S 社の課徴金は免除されない。

以上に対し、市場分割カルテルによって、A 社及び B 社がそれぞれ西日本、東日本において販売することが制限されるに至った環境関連機器が、5 年以上も古い型のものであって、我が国における需要者が全く存在しないものであった場合であっても、AFCCP は A 社らに対して、行政制裁を課しうる。しかし、公正取引委員会は A 社らの市場分割カルテルに対して排除命令を下したり、課徴金の納付を命じたりすることはできない。

もっとも、A 社らの国際市場分割によって、B 社の環境関連機器をモンゴルにおいて販売することができなくなった Y 社は、A 社らを相手として損害賠償を請求し得る。

ただ、Y 社らは、A 社らを訴える場合、判決の実効性の見地から日本において A 社らに対して訴えを提起する必要がある、日本の裁判所はモンゴル民法を適用して、A 社らに対する損害賠償の可否を判断することになる。

この点に関しては本設問（1）及び（2）のいずれにおいても結論は同じである。

（2）検討

A モンゴルの競争法違反の有無

A 社らによる市場分割カルテルは、日本において行われたものである。しかし市場カルテルの効果として、モンゴル国内の需要者がより良質の環境関連機器をより廉価に購入することが出来なくなった。この意味において、モンゴルの環境関連機器の市場に大きな影響を与えるものであり、モンゴル競争法上禁止される市場分割カルテルに該当する（モンゴル競争法第 11 条第 1 項第 2 号、第 3 条第 2 項）。

したがって、AFCCP は A 社、M 社、B 社及び S 社に対して行政制裁として、前年度の A 社及び B 社の環境関連機器の売上の 6%及び市場分割カルテルによって A 社及び B 社が得た利益の全額の支払いを命ずることができる（モンゴル競争法第 27 条第 1 項第 1 号）。

もっともモンゴルの競争法上、AFCCP は市場分割カルテルの排除を命ずることはできない（モンゴル競争法第 27 条参照）。

B モンゴルにおける制裁金の減免

S社はAFCCPが国際カルテルについての調査を開始する以前に、国際カルテルの事実を自発的に開示しているため、制裁金の100%までの免除を受けることができる（モンゴル競争法第28条第2項）。ただし、日本の独禁法第7条の2第10項の規定と異なり、AFCCPは制裁金を必ず100%免除しなければならないわけではない。

また、M社はAFCCPが審査を開始した後、30日以内に国際カルテルの事実を自発的に開示しているため、制裁金の50%までの免除を受けることができる（モンゴル競争法同条同項）。

C モンゴルの行政制裁命令の執行可能性

もともと、モンゴルの行政制裁命令は、モンゴル国の主権の及ぶ範囲においてしか執行することができず、日本に本店を有するA社らに対してモンゴルの行政制裁命令を執行することはできない。

D 日・モンゴルEPA

しかし、A社らの日本における市場分割カルテルは、モンゴルの需要者が日本の優れた環境関連機器を購入するにあたり、より良質のものをより廉価に購入することを妨げる反競争行為であって、モンゴル政府の重要な利益に悪影響を及ぼすものである。そこでAFCCPは日・モンゴルEPA第11章及び実施取極第3条・第7条第1項に基づき、日本の公正取引委員会に対してA社らの反競争的行為の是正を求めることができる。

もともとAFCCPが公正取引委員会に対して求めることができるのは、**日本の独禁法に基づき、A社らの反競争行為を規制することを求めることができるだけである**（日・モンゴルEPA第11・1条第2項、第11・2条第1項、第11・4条）。

E 日本の独禁法違反の有無～不当な取引制限～

A社らの行為は、環境関連機器の売買に当たり、A社の環境関連機器の市場をモンゴル及び東日本に限定し、B社の環境関連機器の市場を中国及び西日本に制限している。その結果として、西日本の需要者がA社の環境関連機器をより安く購入する利益を侵害し、東日本の需要者がB社の環境関連機器をより安く購入する利益を侵害している。したがって、A社らは共同して、我が国に所在する需要者が環境関連機器を購入する取引分野における競争を実質的に制限している。よって独禁法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に反する。

以上から、公正取引委員会はA社らに対して市場分割カルテルの排除措置（独禁法第7条第1項）及び課徴金の納付（独禁法第7条の2）を命ずることができる。

F 課徴金の免除

もともと、A社は、公正取引委員会による調査が開始される以前に、単独で最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行ったのであるから、A社の課徴金は全額免除される（独禁法第7条の2第10項）。

またB社も、公正取引委員会による調査が開始される以前に、単独で2番目に公正取引委員会に当該違反事実に係る事実の報告及び資料の提出を行ったのであるから、課徴金の50%を免除される（同条第11項柱書前段）。

さらに、M社も公正取引委員会の調査が開始された後、20日以内（課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則第5条）に、単独で3番目に当該違反事実に係る事実を報告し、資料の提出を行ったのであるから、課徴金の30%を免除される（同条第12項）。

しかし、S社は課徴金を免除されない。確かにS社は公正取引委員会の調査が開始された後、20日以内（課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則第5条）に、単独で4番目に当該違反事実に係る事実を報告し、資料の提出を行った。しかし、S社の報告した事実は、既に公正取引委員会が把握している事実に係るものである。したがってS社は課徴金を免除されない（同条第12項）。

G 自国所在地需要者説の適用—設問後段の場合

では仮に、市場分割カルテルによって、A社及びB社がそれぞれ西日本、東日本において販売することが制限されるに至った環境関連機器が、5年以上も古い型のものであって、低額ではあるが、我が国における需要者が全く存在しないものであった場合はどうか。

この場合、**A社らの市場分割カルテルがモンゴルの需要者の利益を害することはあっても、我が国の需要者の利益を害するものではない。**したがって、マリンホース事件において公正取引委員会に採用された自国所在地需要者説の適用によれば、A社らは市場分割によって我が国の需要者の環境関連機器の購入に関する取引分野における競争を制限するものではなく、独禁法第2条第6項に規定する不当な取引制限には該当しない。

したがって、**たとえA社らの市場分割カルテルが、モンゴルの需要者の利益を害するとしてAFCCPから規制の要請があったとしても、公正取引委員会はA社らの市場分割カルテルに対して排除命令を下し、課徴金の納付を命ずることはできない。**

H モンゴル法に基づく損害賠償請求の可否

しかし、A社らの国際市場分割によって、B社の環境関連機器をモンゴルにおいて販売することができなくなったY社は、A社らを相手として逸失利益の損害賠償を請求し得る。

もともと、本事案（1）には市場分割カルテルに参加した者は全て日本に本店を有し、モンゴルに子会社及び営業所を有さず、資産も有しない。このように被告となるA社らの住所がモンゴル国内になくとも、A社らの国際市場分割カルテルによってモンゴル企業にA社らの不法行為に基づく損害が発生した以上、モンゴルの裁判所は国外のA社らに対して国

際管轄権を有する（モンゴル民事訴訟法第 189 条第 2 項第 4 号）。

しかし、Y 社がモンゴルの裁判所に提起した訴状を A 社らに送達することは困難であるばかりか、モンゴルの裁判所の判決は国家主権との関係で、モンゴル国内でしか執行することができない。ところが A 社らはモンゴルには営業所も子会社も有しておらず、資産も有していないため、モンゴル国内における判決の執行は不可能である。

加えて、モンゴルの判決と日本の判決の間には相互保証が存在せず、モンゴルの判決は日本において承認、執行されない（民事訴訟法第 118 条第 4 号、民事執行法第 24 条第 3 項）。結局 Y 社は、實際上日本において A 社らに対して損害賠償請求訴訟を提起する必要がある。

ただ、Y 社の A 社に対する不法行為に基づく損害賠償の成否は損害という不法行為の結果がモンゴルで発生している以上、日本の裁判所は日本の民法（第 709 条、第 719 条）ではなく、**モンゴル民法**を適用して判断することになる（法適用に関する通則法第 17 条（不法行為の準拠法））。

この損害賠償請求は、モンゴル競争法や日本の独禁法に基づく請求ではないので、**Y 社は環境関連機器の需要者の所在地とは無関係に A 社らに対して損害賠償を請求し得る**。この点に関しては本設問（1）及び（2）のいずれにおいても結論は同じである。

（3）小括

以上から、本件市場分割カルテルは、A 社及び B 社が日本で製造する環境関連機器の販売市場を中国とモンゴル、あるいは東日本と西日本に分割するものであって、モンゴル競争法が禁止する市場分割カルテルである。したがって、AFCCP は A 社らに対して行政制裁を命ずることができる。ただ、S 社および M 社の行政制裁はモンゴルの競争法の要件を満たすので、AFCCP は S 社に対する行政制裁は 100%まで、M 社に対する行政制裁は 50%まで、それぞれ免除することができるが、課徴金の減免を認めないことも可能である。

さらに、AFCCP は、日・モンゴル EPA および実施取極に基づき、日本の公正取引委員会に対して A 社らの反競争行為の独禁法に基づく規制を要請することができる。この AFCCP の要請を受け、公正取引委員会は、独禁法に基づき、本件の A 社らの市場分割カルテルが、不当な取引制限に当たるとして、A 社らに対して、排除命令及び課徴金を課すことも可能である。もっとも、A 社ら報告などは独禁法のリーニエンシー制度要件を満たすので、A 社の課徴金は全額、B 社の課徴金は 50%、M 社の課徴金は 30%を免除されるが、S 社の課徴金は免除されない。

以上に対し、市場分割カルテルによって、A 社及び B 社がそれぞれ西日本、東日本において販売することが制限されるに至った環境関連機器が、5 年以上も古い型のものであって、我が国における需要者が全く存在しないものであった場合であっても、AFCCP は A 社らに対して、行政制裁を課しうる。しかし、市場分割によって我が国の需要者の環境関連機器の購入に関する取引分野における競争を制限するものではなく、不当な取引制限には該当しない。したがって、公正取引委員会は A 社らの市場分割カルテルに対して排除命令を下した

り、課徴金の納付を命じたりすることはできない。

しかし、A 社らの国際市場分割によって、B 社の環境関連機器をモンゴルにおいて販売することができなくなった Y 社は、A 社らを相手としてモンゴル法上損害賠償を請求し得る。

もっとも、本事案（1）には市場分割カルテルに参加した者は全て日本に本店を有し、モンゴルに子会社及び営業所を有さず、モンゴルに資産も有しない。このような場合でも、A 社らの国際市場分割カルテルによってモンゴル企業に損害が発生した以上、モンゴルの裁判所は国外の A 社らに対して国際管轄権を有する。

しかし、Y 社がモンゴルの裁判所に提起した訴状を A 社らに送達することは困難であるばかりか、モンゴルの裁判所の判決は国家主権との関係で、モンゴル国内でしか執行することができない。しかし、A 社らはモンゴルには営業所も子会社も有しておらず、資産も有していないため、モンゴル国内における判決の執行は不可能である。加えて、モンゴルの判決と日本の判決の間には相互保証が存在せず、日本において承認、執行されない。

結局 Y 社は、實際上日本において A 社らに対して損害賠償請求訴訟を提起する必要がある。

ただ、日本の裁判所は Y 社の A 社に対する不法行為に基づく損害賠償の成否は損害という不法行為の結果がモンゴルで発生している以上、日本の民法ではなく、モンゴル民法を適用して判断することになる。

この損害賠償請求は、モンゴル競争法や日本の独禁法に基づく請求ではないので、Y 社は環境関連機器の需要者の所在地とは無関係に A 社らに対して損害賠償を請求し得る。この点に関しては本設問（1）及び（2）のいずれにおいても結論は同じである。

2. 想定事案（2）の検討

（1）結論の要旨

RTM 社らによってモンゴルで産出された鉄鉱石に関する国際的市場分割カルテルは、不当な取引制限に該当する。したがって、公正取引委員会は RM 社らに対して市場分割カルテルの排除措置及び課徴金の納付を命ずることができる。

ただし、公正取引委員会はモンゴルの資源開発庁に対し、排除命令および課徴金の納付を命ずることはできない。

資料を提供した企業のうち、MS 社は課徴金の全額の免除を受ける。しかし、他の会社は、AFCCP に対して資料の提供しているものの、公正取引委員会に対して資料の提供を行っていないため、課徴金の減免を受けることはない。

もっとも日本の公正取引委員会の国際市場分割カルテルの排除命令や課徴金納付命令は、モンゴルに本店を有する RTM 社らに対して執行をすることはできない。

ただ、公正取引委員会は AFCCP に対して RTM 社らの反競争的行為の是正を求めることができる。

RTM 社らによる市場分割カルテルはモンゴル競争法上禁止される市場分割カルテルに該

当する。したがって、AFCCP は RTM 社らに対して行政制裁として、前年度の売上の 6% 及び市場分割カルテルによって得た利益の全額の支払いを命ずることができる。また AFCCP はモンゴルの資源開発庁の市場分割カルテルを理由として、資源開発庁の職員である MMA に対しても行政制裁を課しうる。

MSS 社は、AFCCP による調査が開始される以前に、AFCCP に対して資料の提供を行っているため、行政制裁の 100% までの免除を受けることができるが、AFCCP は MSS 社の行政制裁を免除しないことも可能である。

これに対して、資源開発庁の職員である MMA は行政制裁の免除を受けることができない。

しかし事案 (2) 設問後段のように、RTM 社らの市場分割カルテルによって、モンゴルの需要者が RTM 社から購入することを制限されるに至った鉄鉱石が、高額過ぎてモンゴルの需要者が購入することが不可能な鉄鉱石であった場合には、AFCCP は RTM 社らの市場分割カルテルに対して行政制裁を課すことはできない。

もともと国際市場分割カルテルによって、モンゴルの鉄鉱石を輸入することができなくなった SS 社は、モンゴルにおける市場分割カルテルの無効を主張し、国際市場カルテルによって被った損害 (モンゴル以外から高額鉄鉱石を輸入した場合、その代金の差額など) を請求することができる。

もともと、本事案 (2) において、国際市場分割カルテルに参加したものはいずれも日本に支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有しない。このような場合でも、RTM 社らの国際市場分割カルテルによって SS 社に損害が発生した以上、日本の裁判所はモンゴルの RTM 社らに対しても国際裁判管轄を有する。

しかし、SS 社が日本の裁判所に提起した訴状をモンゴルの RTM 社らに送達することは困難であるばかりか、日本の裁判所の判決は国家主権との関係で、日本国内でしか執行することができない。しかし、RTM 社らは日本には支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有していないため、日本国内における判決の執行は不可能である。加えて、日本とモンゴルの間には判決の承認執行について相互保証が存在せず、日本の判決はモンゴルにおいて承認、執行されない。

結局日本の SS 社は、実際上モンゴルにおいて RTM 社らに対して損害賠償請求訴訟を提起する必要がある。

ただ SS 社がモンゴルにおいて、RTM 社らに対して訴えを提起した場合、モンゴルの裁判所は日本の民法ではなく、モンゴル民法に基づき SS 社の損害賠償請求権の成否について判断する。

この SS 社は鉄鉱石の需要者の所在地とは無関係に RTM 社らに対して損害賠償を請求し得る。この点に関しては本設問 (2) の前段、後段のいずれにおいても結論は同じである。

(2) 検討

A 日本の独禁法違反の有無

RTM 社らによるモンゴルで産出された鉄鉱石に関する国際的市場分割カルテルは、モンゴルで鉄鉱石を産出している業者が、共同して日本に輸出することができる業者を制限することによって、公共の利益に反して、我が国における需要者（製鉄会社）がモンゴルから鉄鉱石を輸入する取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、独禁法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第 3 条の規定に違反する。

したがって、公正取引委員会は RTM 社らに対して市場分割カルテルの排除措置（独禁法第 7 条第 1 項）及び課徴金の納付（独禁法第 7 条の 2）を命ずることができる。

ただし、公正取引委員会は他国の国家機関であるモンゴルの資源開発庁に対し、排除命令及び課徴金の納付を命ずることはできない。

B 日本における課徴金の減免

資料を提供した企業のうち、MS 社は公正取引委員会の調査前に、公正取引委員会に対して資料の提供を行っているため課徴金の全額免除を受ける。

しかし、他の会社は、AFCCP に対して資料の提供をするものの、公正取引委員会に対して資料の提供を行っていないため、課徴金の減免を受けることはない。

C 日本の公正取引委員会の命令の執行可能性

日本の公正取引委員会の国際市場分割カルテルの排除命令や課徴金納付命令は日本国の主権の及ぶ範囲においてしか執行することができず、モンゴルに本店を有する RTM 社らに対して執行をすることはできない。

D 日・モンゴル EPA

しかし、モンゴルにおける市場分割カルテルは、日本の需要者（製鉄会社）がモンゴルの鉄鉱石を輸入するにあたり、よりよいものをより安く購入することを妨げる反競争行為であって、日本政府の重要な利益の悪影響を及ぼすものであるから、公正取引委員会は日本・モンゴル EPA 第 11 章及び実施取極第 3・7 条第 1 項に基づき、AFCCP に対して RTM 社らの反競争的行為の是正を求めることができる。

もっとも公正取引委員会が AFCCP に対して求めることができるのは、日本の独禁法のモンゴルにおける執行ではなく、AFCCP がモンゴルの競争法に基づき、RTM 社らの反競争行為を規制することを求めることができるだけである（日・モンゴル EPA 第 11・1 条第 2 項、第 11・2 条第 1 項、第 11・4 条）。

E モンゴルの競争法違反の有無～不当な市場分割～

RTM 社らによる市場分割カルテルは、モンゴル国内外で行われたものであるが、その効果

としてモンゴル国内の需要者（製鉄会社）がモンゴルにおいて RTM 社らが産出したより良質の鉄鉱石をより廉価に購入することができなくなったという意味において、モンゴルの鉄鉱石の購入市場に大きな影響を与えるものであり、モンゴル競争法上禁止される市場分割カルテルに該当する（モンゴル競争法第 11 条第 1 項第 2 号、第 3 条第 2 項）。

したがって、AFCCP は RTM 社らに対して行政制裁として、前年度の鉄鉱石の売上の 6% 及び市場分割カルテルによって得た利益の全額の支払いを命ずることができる（モンゴル競争法第 27 条第 1 項第 1 号）。

また日本法と異なり、AFCCP はモンゴルの資源開発庁の国際市場分割カルテルという競争法違反（モンゴル競争法第 13 条第 2 項）を理由として、資源開発庁の職員である MMA に対して行政制裁を課し得る（モンゴル競争法第 27 条第 1 項第 6 号）。

しかし、モンゴル競争法上、AFCCP は RTM 社らに対して国際市場分割カルテルの排除を命ずることはできない。

F 課徴金の免除

もともと、MSS 社は、AFCCP による調査が開始される以前に、AFCCP に対して資料の提供を行っているため、行政制裁の 100% までの免除を受けることができる（モンゴル競争法第 28 条第 1 項）が、AFCCP は MSS 社の行政制裁を免除しないことも可能である。

G モンゴルにおける損害賠償請求訴訟の可否

もともと国際市場分割カルテルによって、モンゴルの鉄鉱石を輸入することができなくなった日本の SS 社は、モンゴルにおける RTM 社らの市場分割カルテルの無効を主張し、国際市場カルテルによって被った損害（モンゴル以外から高額の鉄鉱石を輸入した場合、その代金の差額など）を請求することができる。

もともと、本事案(2)において、国際市場分割カルテルに参加したものはいずれも日本に支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有しない。

このような場合でも、RTM 社らの国際市場分割カルテルによって SS 社に損害が発生した以上、日本の裁判所はモンゴルの RTM 社らに対しても国際裁判管轄を有する（民事訴訟法第 3 条の 3 第 8 号、第 5 条第 9 号、東京地裁昭和 40 年 5 月 27 日）。

しかし、SS 社が日本の裁判所に提起した訴状をモンゴルの RTM 社らに送達することは困難であるばかりか、日本の裁判所の判決は国家主権との関係で、日本国内でしか執行することができない。しかし、RTM 社らは日本には支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有していないため、日本国内における判決の執行は不可能である。

加えて、日本とモンゴルの間には判決の承認執行について相互保証が存在せず、日本の判決はモンゴルにおいて承認、執行されない。

結局日本の SS 社は、實際上モンゴルにおいて RTM 社らに対して損害賠償請求訴訟を提起する必要がある（モンゴル民事訴訟法第 189 条第 2 項第 1 号）。

ただ SS 社が損害を被ったのが日本である以上、不法行為の結果発生地が法律が準拠法となるが原則であるが（モンゴル民法第 551 条第 1 項）、例外的にモンゴル法人が不法行為者の場合には、モンゴル法が準拠法となるため（モンゴル民法第 551 条第 2 項）。

したがって、SS 社がモンゴルにおいて RTM 社らに対して訴えを提起した場合、モンゴルの裁判所はモンゴル民法（第 497 条）に基づき損害賠償を請求することができる。

この損害賠償請求は、モンゴル競争法や日本の独禁法に基づく請求ではないので、SS 社は鉄鉱石の需要者の所在地とは無関係に RTM 社らに対して損害賠償を請求し得る。この点に関しては本設問（2）の前段、後段のいずれにおいても結論は同じである。

（3）小括

本事案における国際的市場分割カルテルでは、モンゴルで鉄鉱石を産出している業者が、共同して、日本に輸出することができる業者を制限している。これによって、我が国における需要者（製鉄会社）がモンゴルから鉄鉱石を輸入するという取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、公共の利益に反した不当な取引制限に該当する。したがって、公正取引委員会は RTM 社らに対して市場分割カルテルの排除措置及び課徴金の納付を命ずることができる。

ただし、公正取引委員会は外国の行政機関であるモンゴルの資源開発庁に対し、排除命令および課徴金の納付を命ずることはできない。

資料を提供した企業のうち、MS 社は公正取引委員会の調査前に、公正取引委員会に対して資料の提供を行っているので課徴金の全額免除を受ける。しかし、他の会社は、AFCCP に対して資料の提供をするものの、公正取引委員会に対して資料の提供を行っていないため、課徴金の減免を受けることはない。

ただし、日本の公正取引委員会の国際市場分割カルテルの排除命令や課徴金納付命令は日本国の主権の及ぶ範囲においてしか執行することができず、モンゴルに本店を有する RTM 社らに対して執行をすることはできない。

しかし、モンゴルにおける市場分割カルテルは、日本の需要者（鉄鋼会社）がモンゴルの鉄鉱石を輸入するにあたり、より良質のものをより廉価に購入することを妨げる反競争行為であって、日本政府の重要な利益の悪影響を及ぼすものであるから、公正取引委員会は AFCCP に対してモンゴルの競争法に基づき、RTM 社らの反競争的行為の是正を求めることができる。

RT 社らによる市場分割カルテルは、モンゴル国内外で行われたものであるが、その効果としてモンゴル国内の需要者（製鉄会社）がモンゴルにおいて RTM 社らが産出したより良質の鉄鉱石をより廉価に購入することが出来なくなったという意味において、モンゴルの鉄鉱石の購入市場に大きな影響を与えるものであり、モンゴル競争法上禁止される市場分割カルテルに該当する。

したがって、AFCCP は RTM 社らに対して行政制裁として、前年度の売上の 6% 及び市場分

割カルテルによって得た利益の全額の支払いを命ずることができる。また AFCCP はモンゴルの資源開発庁の市場分割カルテルを理由として、資源開発庁の職員である MMA に対しても行政制裁を課しうる。

もっとも、MSS 社は、AFCCP による調査が開始される以前に、AFCCP に対して資料の提供を行っているため、行政制裁の 100%までの免除を受けることができるが、AFCCP は MSS 社の行政制裁を免除しないことも可能である。

しかし設問 (2) 後段のように、RTM 社らの市場分割カルテルによって、モンゴルの需要者が RTM 社から購入することを制限されるにいたった鉄鉱石が、高額過ぎてモンゴルの需要者が購入することが不可能な鉄鉱石であった場合には、RTM 社らの国際市場分割カルテルは、モンゴルの需要者の利益を害するものではない。したがって、モンゴル競争法上の市場分割カルテルには該当せず、AFCCP は RTM 社らの市場分割カルテルに対して行政制裁を課すことはできない。

もっとも、国際市場分割カルテルによって、モンゴルの鉄鉱石を輸入することができなくなった SS 社は、モンゴルにおける市場分割カルテルの無効を主張し、国際市場カルテルによって被った損害（モンゴル以外から高額鉄鉱石を輸入した場合、その代金の差額など）を請求することができる。

もっとも、本事案 (2) において、国際市場分割カルテルに参加したものはいずれも日本に支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有しない。

このような場合でも、RTM 社らの国際市場分割カルテルによって SS 社に損害が発生した以上、日本の裁判所はモンゴルの RTM 社らに対しても国際裁判管轄を有する。

しかし、SS 社が日本の裁判所に提起した訴状をモンゴルの RTM 社らに送達することは困難であるばかりか、日本の裁判所の判決は国家主権との関係で、日本国内でしか執行することができない。しかし、RTM 社らは日本には支店、子会社及び営業所を有しておらず、資産も有していないため、日本国内における判決の執行は不可能である。

加えて、日本とモンゴルの間には判決の承認執行について相互保証が存在せず、日本の判決はモンゴルにおいて承認、執行されない。

結局 SS 社は、モンゴルにおいて RTM 社らに対して損害賠償請求訴訟を提起する必要がある。

ただ SS 社が損害を被ったのが日本である以上、不法行為の結果発生地の法律が準拠法となるが原則であるが、例外的にモンゴル法人が不法行為者の場合には、モンゴル法が準拠法となる。

したがって、SS 社はモンゴルにおいて、モンゴル民法第 497 条に基づき、RTM 社らに対してモンゴル民法に基づき損害賠償を請求することができる。

この損害賠償請求は、モンゴル競争法や日本の独禁法に基づく請求ではないので、SS 社は鉄鉱石の需要者の所在地とは無関係に RTM 社らに対して損害賠償を請求し得る。この点に関しては本設問 (2) の前段、後段のいずれにおいても結論は同じである。

V. 結論

以上のように、モンゴルにも日本の独禁法に相当する競争法が存在し、日本の公正取引委員会に相当する競争当局が存在する。しかし、国際カルテルに対する有効な手段であるリーニエンシーが導入されたのは2010年であり、未だ判例が蓄積されているわけでもない。ただし、今回の想定事例のように、今後、日・モンゴル EPA を通じて、国際カルテルなどの分野で、AFCCP と公正取引委員会の協力があるという場面も想定される。

モンゴルの法律や実務は常に流動的である。本稿が会員の理解の一助となれば幸いであるが、最新の情報に基づくモンゴルの独禁法の運用状況その他のモンゴルにおける事業展開については、その都度専門家に相談する必要があると思われる。その際は、是非当事務所にご相談されたい。

以 上